

【6-3-1】 卒業 （名古屋学院大学学則第 23 条～第 24 条）

（卒業）

第 23 条 学部で 4 年以上在学し、本学則第 16 条に規定する単位数を修得した者を卒業とする。

2 卒業の時期は春学期末ならびに秋学期末とする。

3 卒業生には学位記を授与する。

（学位）

第 24 条 本大学卒業生に学士の学位を授与する。